

Invest in

ETHIOPIA

エチオピアに関する
投資案内

投資機会と環境 2013

2013



ETHIOPIA

エチオピアに関する 投資案内

投資機会と環境 2013

目次

I. エチオピアの概要	1
II. 現在の姿	3
政治状況	3
経済状況	4
商業と投資	5
インフラストラクチャ	7
金融サービス	10
課税	11
人的資産	13
市場	14
III. 有望な分野	15
農業	17
製造業	21
観光産業	22
鉱業	23
水力発電	24
社会福祉	24
IV. 法的枠組み	25
法制度および裁判制度	26
行政組織	26
投資に関する優遇措置	28
輸出に関する優遇措置	29
資金の送金	29
民営化	30
V. 別紙	31
I. 制限	31
II. 外国人投資家に公開されている投資分野	32
III. 関税が免除となる投資分野	33
IV. 所得税が免除となる投資分野	34
V. ニカ国間投資協定	35
VI. 外国人投資家に有用な情報	36
VII. エチオピア投資庁の顧客サービス憲章	37
VIII. 問い合わせ先	38

エチオピアの概要

エチオピアについて

正式名称	エチオピア連邦民主共和国 (FDRE)
政治体制	連邦共和制、複数政党制
国家元首	ギルマ・ウォルドギオルギス大統領
首相	ハイレマリアム・デサレン首相
首都	アディスアベバ
面積	114 万平方キロメートル
耕地面積	513,000 平方キロメートル (45%)
灌漑面積	34,200 平方キロメートル (3%)
人口	8090 万人以上 (2010 年度)
人口密度	70.96 人/km ² (2010 年度)
1 人あたりの GDP	382.20 米ドル (2010 年度)

位置

エチオピアはアフリカの北西部に位置しており、西側はスーダンおよび南スーダン、北側はエリトリア、東側はジブチおよびソマリア、そして南側はケニアと国境を接しています。国土は赤道から北に3° から15°、グリニッチ子午線から東に33° から48° の間に広がっています。

政府

エチオピアの憲法は1995年に制定されました。憲法では連邦制が規定され、連邦政府は自治権を持つ9つの州政府と2つの公認を受けた都市行政体で組織的に構成されています。政治体制は「人民代表議会」および「連邦院」からなる二院制の議会制度で、連邦政治の最高権威は「人民代表議会」です。

気候

季節は大きく乾季と雨季に分かれ、乾季は10

月から5月、雨季は6月から9月となります。標高があるため、エチオピアのほとんどの地域はアフリカの基準からすると驚くほど穏やかな気候となっています。

地形

エチオピアには標高2,000メートルから3,000メートルにわたる中部高原があり、北部および中央部には標高4,000メートルにおよぶ25の山々が連なります。エチオピアで最も有名な河川は青ナイル川とも呼ばれるアバイ川で、源流からの長さは1,450キロメートルあり、カーツームで白ナイル川に合流しています。

宗教

キリスト教徒とイスラム教がエチオピアで最も人口の多い宗教ですが、伝統的宗教も広く信仰されています。それぞれ異なる民族が信仰する宗教に対する寛容さがエチオピアの大きな特徴といえるでしょう。

言語

エチオピアは多民族国家であるため、使用される言語も多様で、83言語と200を超える方言が使用されています。連邦政府の公用語はアムハラ語ですが、その他にはオモロ語およびティグライ語が広く使用されており、中等学校や高等学校、そしてそれ以上の高等教育機関では英語が教育言語となっています。英語はビジネスの上でも広く使用されています。

暦

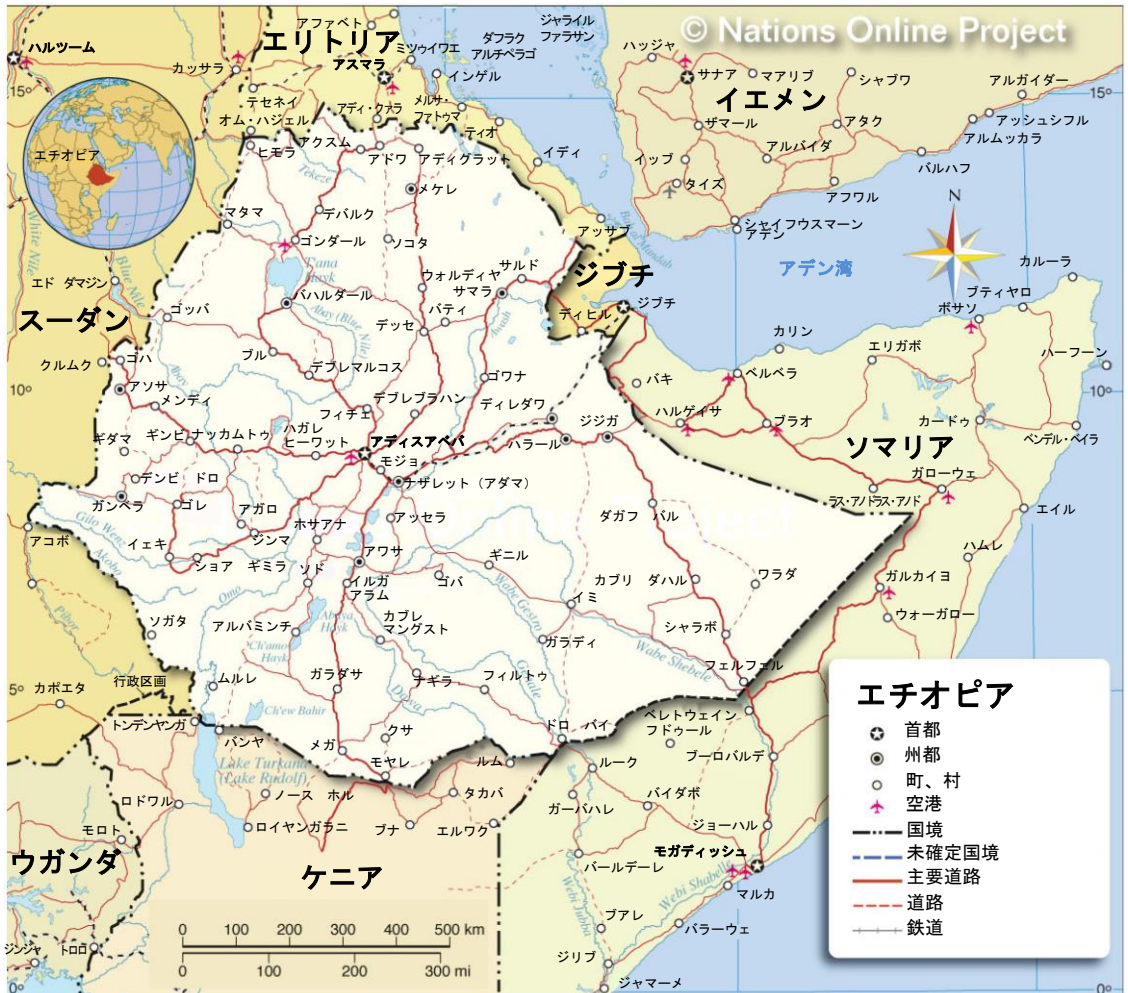
エチオピアではユリウス暦を使用しており、1年を12か月、1か月を30日としています。余った5日間、閏年には6日間は13番目の月、「パゴメ」となります。エチオピアの暦は西洋諸国のグレゴリオ暦より7年遅れており、新年は9月に始まります。

開庁時間

エチオピアはグリニッジ標準時より3時間進んでいます。政府機関の開庁時間は、月曜から木曜までが午前8:30~12:30、午後1:30~5:30となっており、金曜日は午前8:30~11:30、午後1:30~5:30となります。

通貨

エチオピアの通貨は10進法で、単位はブルとセント。人民代表議会になります。1ブルは100セントになります。



II 現在の姿



政治状況

- エチオピアはアフリカで最も安定した国だと考えられています。
- 1995年に制定された憲法では、複数政党の政治制度が規定されています。
- 議員の選出は成人による普通選挙で5年ごとに行われます。
- 政権は、人民代表議会（HPR）で過半数を構成する政党または連立政党が担うことになっています。
- 首相は行政権を持ち、任期は5年で、人民代表院（HPR）のメンバーの中から選出されます。
- 政治体制は「人民代表議会」（HPR）および「連邦院」（HoF）からなる二院制の議会制度となっています。「人民代表議会」が連邦政治の最高権威となっています。
- 犯罪の発生率は低く、人や財産の安全性は高いレベルにあります。
- 途上国の中では、エチオピアは最も汚職の少ない国と考えられます。

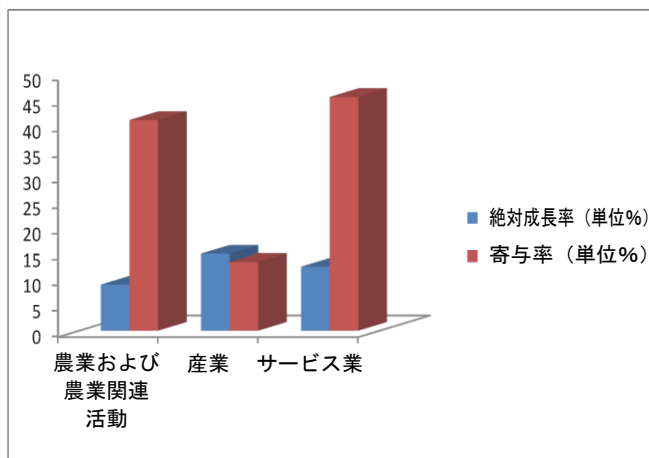
経済状況

ミレニアム開発目標（MDGs）を達成するために、主要な部門で膨大な数の取り組みが実施された結果、エチオピアの経済状況は持続可能な広範囲にわたる2桁の成長を達成することができました。2010年度には実質GDP成長率は11.4%となり、前年度より若干高い数値となっています。

ス業は年間それぞれ9%、15%、12.5%の成長率となっています。下図は2010年度のGDPに対する3分野の絶対成長率および占有率を示したもので、2008年度、2009年度、2010年度の年間インフレ率は、それぞれ36.4%、2.8%、18.1%となっていますが、これは主に食料品の高騰によるものです。



図II.1：絶対成長率および各分野の寄与率（2010年度）



出典：NBE年次報告書2010年度

エチオピア経済は農業が中心で、2010年度で国内総生産（GDP）の41.1%、外貨収入の90%、雇用者人口の50%を農業が占めています。エチオピア全体の経済成長は農業分野の業績に大きく関係していると言っても過言ではありません。コーヒーはエチオピア経済を大きく左右し、2010年度の輸出高は、8億4180万米ドルにも上っています。その他の輸出製品（2010年度）としては、金、油糧種子、チャット（嗜好品植物）、切り花、家畜、豆類、原皮・皮革製品、食肉・肉製品、果物・野菜類などがあります。産業部門は主に中小規模の企業で構成されており、GDPの13%を占めています。サービス部門は、社会福祉、商業、ホテルおよびレストラン、金融、不動産、運輸および通信などで構成され、GDPの46%を占めています。2010年度の平均実質GDP成長率は10.4%となっており、世界が経済崩壊と金融危機という状況にもかかわらず、エチオピアはサハラ以南のアフリカの国々の中では最も経済的な成長を遂げた国となっています。全ての部門がこうした比較的高い経済成長率に貢献しており、農業、産業、サービ

2009年度末の銀行間為替市場の平均限界交換率が1米ドルに対し13.68ブルであったのに対し、2010年度末では1米ドルに対し16.53ブルとなりました。



商業と投資

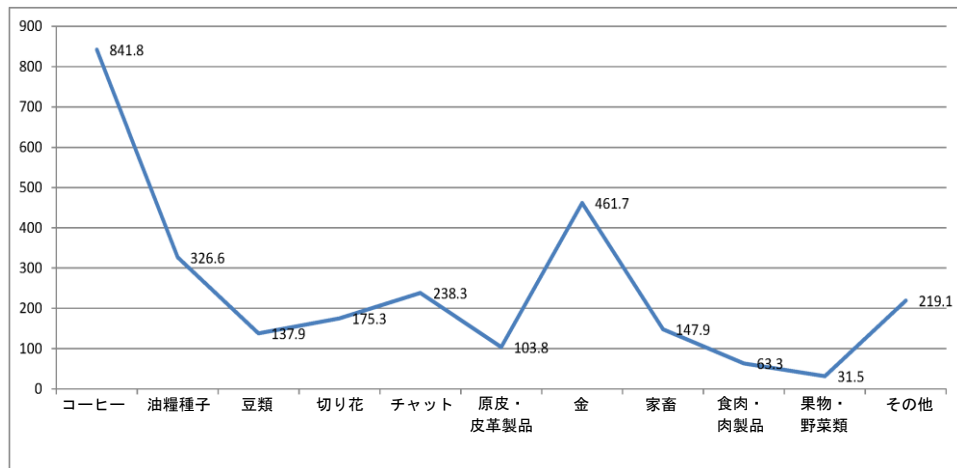
商業

輸出部門を強化する目的で、政府はエチオピア商品取引所（ECX）を設置しました。ECXは売り主と買い主が品質、納品、支払いなど安心して取り引きできる市場であり、すべての商品取引に携わる人が市場で必要とする安全性を保証し、商品の取扱い、等級付け、保管、商品取引の申し込みや競売の取りまとめ、取引を決済する確実な支払いと商品の納品に関する安全で信頼性の高い、終始一貫したシステムを全ての人に公平で効果的に提供しています。

2010年度の総輸出収入は2750億米ドルにのびりましたが、これは2009年度と比較して7億4400万米ドル（37.1%）の増加となっています。この増収はコーヒー、金、家畜、原皮・皮革製品、食肉・肉製品、チャット、豆類、切り花の価格と輸出量が向上したことによります。輸出総額の大幅な増加は、世界的に一次産物の価格高騰と輸出量の拡大に大きく影響を受けました。

コーヒーを中心とする輸出部門は季節によって大きく価格が変動しましたが、こうした価格の変動は国内の供給量と世界的なコーヒーの需要傾向、供給状況といった要因が複合的に作用した結果です。また、コーヒーの種類やグレードによっても価格変動の差があり、イルガチェツフェやシダマといった種類は国際市場でもかなりの割高で取引されています。2010年度における輸出収益は8億4180万米ドルでした。

図II.2 : 2010年度主要輸出額（100万米ドル）



出典：NBE年次報告書2010年度



輸出品目で2番目に多い金による収入は、2009年度の2億8140万米ドルから輸出量の増加と国際金市場価格の高騰により、2010年度には4億6170万米ドルに増加しています。

2010年度の油糧種子、チャット、切り花による輸出収益はそれぞれ3億2660万米ドル、2億3830万米ドル、1億7530万米ドルでした。

家畜の輸出による収入は中東への輸出が増えたため、2009年度の9070万米ドルから2010年度には1億4790万米ドルとなりました。

また、豆類による輸出収入も増加しており、国際価格の向上により2010年度は1億3790万米ドルに達しました。その他、原皮・皮革製品、食肉・肉製品、果物・野菜類の輸出収益は、2010年度でそれぞれ1億0380万米ドル、6330万米ドル、3150万米ドルとなっています。2010年度の主な輸出額は下図のようになります。

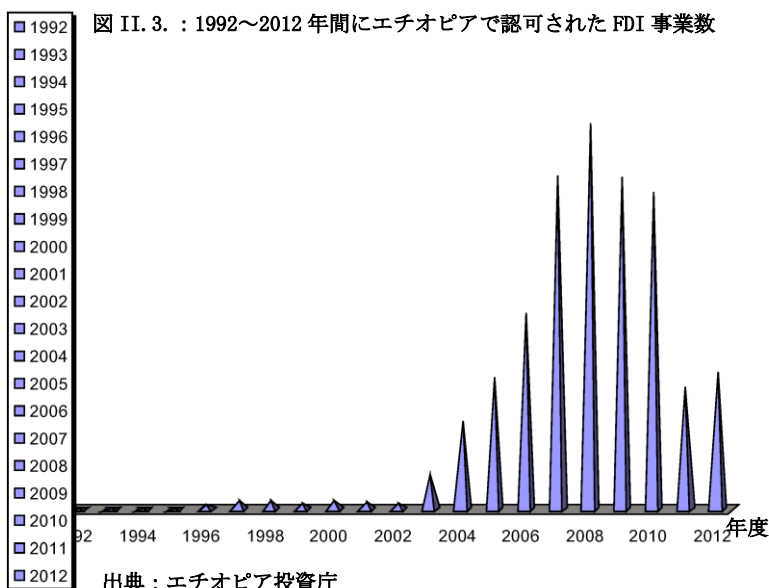
海外直接投資

国家経済の改善に役立つ有益な政策と戦略が実施された結果、エチオピアはまぎれもなく、1992年以降、めざましい経済的、社会的発展を遂げました。「農村開発政策及び戦略」や「産業開発戦略」をはじめとする部門別の政策・戦略によって、経済的、社会的発展をもたらす新たなフレームワークの構築が動き出しています。

国内で現在も継続中の「農村開発政策及び戦略」では、農業を軸にした発展こそが急速な経済成長をもたらし、国民に経済成長の恩恵を与えるとともに産業の堅固な基盤を構築するものであると明言しています。

「産業開発戦略」は織物・衣料品、原皮・皮革製品、農産品加工のほか、小規模・零細企業を優先した輸出品製造業に重点をおいており、エチオピア政府は民間セクターの重要性を認識した上で、透明性や魅力、競争力を高めるため過去21年間（1992年～2003年）で4回以上も投資コードに変更を加えました。海外投資を優遇する主な法改正は投資法769/2012で導入され、上記政策および戦略の実施は、種類、量ともに農業・産業生産、投資、輸出の安定した増加を生み出しました。2010年度の輸出収入では、金（64.1%）、

果物・野菜類（0.1%）、家畜（63.0%）、チャット（13.7%）、豆類（6.0%）、コーヒー（59.3%）、切り花（3.0%）、食肉（86.2%）、油糧種子（8.9%）、原皮・皮革（84.1%）、その他（94.7%）が増収しています。過去数年の2桁におよぶ経済成長は世界銀行でも認められており、この業績はアフリカ内の非産油国中最も高いものとなっています。国内に投資しやすい環境を整えたことで、海外直接投資（FDI）の流入は過去21年間、増加を続けており、その結果、1992年～2012年間に認可された全ての投資事業のうち、FDIは15.80%を占めるまでになりました。ただし、2012年の全体の投資傾向としては、事業総数および投下資本額はいずれも微増となっています。投資家にとってエチオピアはまだまだ手つかずで未開発に残されている市場であるといえるでしょう。中国、インド、スーダン、ドイツ、イタリア、トルコ、サウジアラビア、イエメン、イギリス、イスラエル、カナダ、アメリカ合衆国が主なFDIの投資源国ですが、エチオピア政府は5か年計画の「成長と構造改革計画（GTP）」を策定し、全ての分野で急速な経済成長を維持するための重要な戦略的方向性を打ち出しており、その結果、エチオピア経済は平均成長率11.2%になると推定されています。



インフラストラクチャ

電力の供給



エチオピアは水力発電および地熱発電の潜在性を大きく秘めています。電力分野に対する短期、中期、長期の投資計画を策定する目的で、エチオピアの潜在エネルギーを特定する調査がいくつかなされており、エチオピアの潜在的水力発電能力は45,000 MW、地熱発電能力は5,000 MWと推定されています。エチオピアにはこの他にも特に農村部で、太陽光や風力など、膨大な再生可能なエネルギーの潜在性に恵まれています。このように膨大な資源があるにもかかわらず、エチオピアで現在利用されているのは潜在的発電能力のうち2,000 MWしかなく、電気を利用できる国民は全体の33%にしか過ぎません。最も新しい電力発電システム拡大総合基本計画の策定以来、経済に起こったかつて例を見ないほどの根本的構造改革が、電力部門でも積極的に進められています。現在、エチオピアの発電施設容量は約2,000 MWで、そのうち1,980 MW (99%)は水力発電によるものです。残りの12 MW (0.6%)と8 MW (0.4%)はそれぞれ火力発電、地熱発電によるものですが、5か年計画の「成長と構造改革計画 (GTP)」の結果、2014年度には、発電施設容量は現在の2000 MWから10,000 MWにまで達する見込みとなり、同時に電気の普及率は75%になる見込みとなっています。

電気通信

旧エチオピア通信公社 (ETC)、現在のエチオテレコムは国営で、国内唯一の電気通信サービス提供会社となっており、衛星・デジタル無線多重アクセスシステム (DRMAS)、VSAT、UHF、VHF、長距離回線および短波無線を使った国内、国際間電気通信サービスを提供しています。固定電話およびインターネット加入希望の待機者は2010年度でそれぞれ4,982人、128,764人となっ

ており、携帯電話の登録者数は2010年度で100人あたり13.9人に増加しています。全ての地方都市および市街地は直接マイクロ波網で接続されており、自動で電話や携帯電話のサービスが利用できるようになっています。国際ネットワークは衛星地上局や光ファイバーで接続され、電話、テレックス、ファックス、インターネット、テレビ、デジタルデータの送信、プリペイドや後払いの携帯電話、公衆電話が利用できます。さらに、テレコムは現在、世界クラスの電気通信サービス提供会社を創設するため、次世代ネットワーク (NGN) の構築を目的とした大規模の変革プロジェクトに取り組んでいます。「成長と構造改革計画 (GTP)」によると、固定電話、携帯電話の登録者およびインターネット利用者は2014年度末にはそれぞれ305万人、4000万人、369万人に達すると予測されています。



水の供給

エチオピアには膨大な量の流出水と地下水が存在していますが、資源として利用されている割合はごくわずかにしか過ぎません。2010年度で安全な飲料水を利用できる都市部は92.5%で、安全な飲料水を利用できる農村部は71.3%でした。飲料に適した水を利用できる国全体の平均は73.3%でしたが、市街地および農村部の安全な水に対する需要を満たすための巨大プロジェクトが、政府によって初の5か年開発計画として開始され、2014年度末には飲料用水を利用できる人口は98.5%になると期待されています。



道路事情

エチオピアでは人々や商品の輸送には道路が不可欠な存在となっています。政府もその重要性を認識しており、道路部門を公共投資の最優先事項と位置づけています。そのため国内の道路網はめざましい発達を遂げています。

首都アディスアベバは国内国外ともに重要な輸送ハブとなっており、アディスアベバから道路網は放射線状に伸び、主要な都市、市街をはじめとするその他の経済の活発な地域と結び付けています。国際高速道路はアディスアベバとケニア、ジブチ、エリトリア、ソマリア、スーダンといった近隣国の都市や市街地を結んでいます。

2010年度の総道路網は生活道路を含め53,143 kmとなり、そのうち42.2%が連邦道路、残りの

57.8%が地方道路で、年間10.7%の成長率で整備されています。

道路網の分類に基づけば、約22,431kmが連邦道路で、そのうちアスファルト舗装のものは37%、未舗装道路が63%となっています。

全天候型の地方道路は年間14%増加しており、2010年度の全道路網のうち30,712 kmに及んでいます。同年度の未舗装の生活道路は854 kmでした。5か年計画の「成長と構造改革計画 (GTP)」の実施に伴い、政府は2014年度中には道路網の総延長距離を64,500 kmまで延長する目標を立てています。



鉄道事情

経済が短期間で持続可能に成長するには、国内の鉄道網の充実が必要となります。そのため、エチオピア政府は国内鉄道網の総延長距離を2,395 kmにする戦略的計画を策定しました。商取引に最も重要なルートとなっている鉄道路線にはジブチの紅海港と首都アディスアベバをつなぐ路線がありますが、旧式だった鉄道も電化プロジェクトが進められており、エチオピアの輸出輸入取引を促進するものと期待されています。



航空事情



飛行機による輸送はエチオピアの輸送網にとって重要な役割を果たしています。エチオピア航空は、アフリカの世界クラスの航空会社であり、創業以来68年間、国内国際ともに空輸サービスを提供し、世界的にも高い評価を受けています。エチオピア航空は、スターアライアンスのメンバーで、極めて優れた安全性を誇るアフリカでも数少ない採算性のある航空会社で、旅客、貨物ともに国際便や国内ルートで輸送サービスを行っています。また、他のアフリカおよび中東の航空会社十数社に研修やメンテナンスを提供しており、国内便はエチオピア中にある17の空港を結んでいます。就航先はアフリカの多くの大都市をはじめ、ブリュッセル、フランクフルト、ロンドン、パリ、ローマ、ストックホルム、ワシントンD.C.、バーレーン、バンコク、北京、ペイルート、ドバイ、広州、香港、ジッダ、クエート、ムンバイ、デリー、リヤド、サナア、テルアビブ、ヨハネスブルグ、ナイロビ、ラゴス、ルサカ、アクラ、ダカールなど、世界中63か所にも及んでいます。さらに国際便の増便を行っています。

エチオピア航空の貨物サービスは、ハブ空港であるアディスアベバやリエージュにある貨物ハブ港からアフリカ、ヨーロッパ、アジア、中東など、40を超える空港に就航しています。アディスアベバから発着する便のある航空会社には、エチオピア航空の他にエミレーツ航空、KLMオランダ航空、ルフトハンザ航空、ケニア航空などがあります。

アディスアベバにあるボレ国際空港の旅客ターミナルには、新しく現代的な施設が備えられており、旅行者に効率的なサービスが提供され、超現代的な貨物ターミナルで新鮮な製品の需要

に応えるとともに、2006年にはメンテナンス用格納庫も稼働を開始しています。この新しく現代的なターミナルは年間350,000トンもの貨物の取扱能力がありますが、エチオピア航空は生鮮食品の輸送の伸びを見越して、新たな生鮮食品用の貨物ターミナルを建設し、近い将来に開業を目指す積極的な拡大プロジェクトに着手しています。エチオピア政府も国内の航空部門発展のための政策に取り組み、最も影響の大きい取り組みとして、容量制限無しで航空貨物サービスを海外投資家に開放し、エチオピア連邦の国々には座席数50までの航空機によるチャーター便の就航を認可しています。

港湾

近隣国の海港から輸出入した貨物をより効率的でコスト効率の良い確実な方法で輸送するために、政府は「エチオピア海上輸送物流サービスエンタープライズ」を設立しました。エンタープライズは現在、モジヨおよびセメラにある2つのドライポートで営業しており、アディスアベバからはそれぞれ73 kmと588 kmの場所に位置しています。首都アディスアベバはアデン湾に面したジブチ港と910 kmの陸路でつながっていますが、エチオピアの輸出入に関連するサービスを提供する、その他の国外交易路としては、964 kmの距離にあるソマリランド、ベルベラの港と1881 kmの距離にあるスーダンのポートスーダン港があります。また、2077 kmの距離にあるケニアのモンバサもエチオピアにアクセスできる港として将来性を秘めています。

金融サービス

エチオピア国立銀行（NBE）はエチオピアの中央銀行で、商業銀行の機能は国営のエチオピア商業銀行（CBE）ならびに数行の民間銀行が担っています。CBEや民間商業銀行は普通預金口座や当座預金口座、短期ローン、外国為替取引、電子メール送金およびケーブル送金を取り扱うほか、株式投資、保証の提供などの商業銀行としての事業を行っています。国内で操業している銀行数は2010年度で19行（うち3行は国営、その他は民間）に達しましたが、そのなかにはエチオピア開発銀行（DBE）と建設・ビジネス銀行（CBB）も含まれています。エチオピア開発銀行は32支店あり、産業および農業プロジェクトをはじめとする実行可能性のある開発事業に対して短期、中期、長期のローンを貸し出しています。建設・ビジネス銀行は34支店あり、家屋建築用材を製造する工場、私立学校、診療所、病院の建設や不動産開発のための長期ローンを提供しています。アディスアベバおよびその他の主要都市で操業している銀行には、アッシュ銀行、ダシェン銀行、アビシニア銀行、ウェガジェン銀行、ユナイテッド銀行、ニブ銀行、オロミア協同組合銀行、リオン銀行、オロミア国際銀行、ブナ銀行、ゼメン銀行、ビルハン銀行、



アベイ銀行、アディス銀行、デブブ世界銀行、エナット銀行などがあります。生命保険会社は14社あり、うち1社は国営、その他は民間となっています。民間の生命保険会社には、アフリカ社、アワシュ社、ナイス社、ユナイテッド社、グローバル社、ナイル社、ニアラ社、ニブ社、リオン社、ナショナル社、エチオライフ社、オロミア社、アベイ社などがありますが、銀行と生命保険会社以外では、マイクロファイナンス機関が重要な役割を果たしており、零細企業への融資や貯蓄の取扱いを提供しています。



課税

エチオピアの税法では直接税および間接税の課税が定められています。直接税は5つのカテゴリーに分類され、個人所得税、賃貸税、源泉徴収税、営業利益税、その他の課税となっています。適用される間接税の主なものにはVAT、関税、消費税、取引高税があります。

直接税

「所得税に関する布告286/2002（第6条）」に基づいて課せられる所得税には、給与、事業活動、個人事業、非居住者による企業活動、動産、不動産、譲渡財産、国内企業からの分配金、登録パートナーシップからの利益分配、国、州政府、地方政府から支払われる利息、ライセンス料などがあります。現在適用される個人所得税率は表II.1.のようになっています。

表II.1. 個人所得税率

No.	月額給与所得		税率
	超（ブル）	以下（ブル）	
	0	150	免除額
1	0	150	免除額
2	151	650	10
3	651	1400	15
4	1401	2350	20
5	2351	3550	25
6	3551	5000	30
7	5,000 超		35

出典：所得税に関する布告No. 286/2002

企業の営業所得には30%が課税され、営業所得が1,801から60,000ブルの場合は10～30%、60,000ブルを超える場合は35%が事業主に課税されます（表II.2）。

表II.2. 課税対象営業所得税率

No.	課税対象営業所得		税率
	超（ブル）	以下（ブル）	
	0	1,800	免除額
1	0	1,800	免除額
2	1,801	7,800	10
3	7,801	16,800	15
4	16,801	28,200	20
5	28,201	42,600	25
6	42,601	60,000	30
7	60,000 超		35

出典：所得税に関する布告No. 286/2002

資本利得税は所得税に関する布告No. 286/2002（第37条）に基づき、事業目的の建物、工場、事務所の売却によって得た利益に対しては15%、企業の保有株の場合は30%が課税されます。継続的、断続的にかかわらず、12か月間のうち183日を超えてエチオピアに居住する個人の外国人は、全課税対象期間にわたって居住しているとみなされ、所得税に関する布告No. 286/2002（第5条2項）の規定に基づいて課税されることになります。ただし、次の場合は所得税に関する布告No. 286/2002および（第13条）規則No. 78/2002によって免除となります。

- 療養
- 交通手当
- 危険手当
- 職務で負担した旅費に対する払戻金
- 日当および就業を目的とした旅費。ただし、契約の特定の条項に基づいた場合に限り。
- 役員および事務局の報酬、家事を目的に雇用された者の所得
- 雇用主および被雇用者による退職積立金または退職準備基金、または形式は問わず、月給の15%未満の範囲で雇用主から支払われるすべての給付金
- 死亡見舞金または負傷に対する見舞金

その他の直接税にはロイヤリティ（5%）、エチオピア国外で提供した業務によって得た収入（10%）、賭博による収入（15%）、配当金（10%）、不動産の貸付による収入（15%）、利息（5%）などのほか、所得税に関する布告第31～36条に基づき一律の税額で課せられるものがあります。

間接税

2002年7月4日から施行された付加価値税（VAT）制度は、売上税や源泉徴収税をはじめ、第一次産品とサービスに対する税制度を一新するものでした。VATの税率は登録者が行った課税対象となる取引額と免除対象以外のすべての輸入品およびサービス額の15%となっています。免税となる取引には、規則で定められた範囲の輸入品およびサービスがあり、輸送サービスや商品や乗客の国際輸送に直接関連するサービス、国際便の就航中に消費することを目的として航空機に積み込まれる潤滑剤をはじめとする消耗補給品などが含まれます。物品税はアルコール類、たばこ、塩、燃料、テレビ、自動車、カーペット、おもちゃなど、国内品、輸入品にかかわらずさまざまな消費財に課税されており、税率は受信機、衣料品や織物の10%から香水、排気量が1,800 ccを超える車両、アルコール飲料の100%までさまざまで、付加価値税に追加されて課税されます。総額50万ブル未満の取引高税は、国内で売却された商品または提供されたサービ

スの年間課税対象取引の2~10%を支払うものです。雇用、営業活動を問わず、すべての給与、利益、利得として得られた収入は、支払い主が国内、海外には関係なく課税対象となります。減価償却費については、資産は等級別に分類され、減価償却費の分類と課税率は次のようになります。

1. 建物および構造物 5%
2. 無形資産 10%
3. コンピューター、情報システム、ソフトウェア製品、データ保存用機器 25%
4. 自動車、バス、ミニバスを含むその他の事業用資産 20%

すべての投資家は納税の義務があり、納税者識別番号を取得する必要があります（「TIN」）。課税対象となる活動を行う投資家はVATへの登録も義務付けられています。



人的資産

国際的取り決めやその他の法的責任に従い、エチオピアでは労働者と雇用主が産業の平和を維持し、協調と協力の精神を持って働くことを目的として労働法を定め、労働者と雇用主の権利と義務の原則に則った関係が確保できるようにしています。労働法は国の投資政策と同じ方向性を有していると考えられ、海外投資家は、海外在駐者の労働許可をエチオピア投資庁（IEA）から直接取得するようになってきました。投資庁（IEA）は労働許可書を2時間で発行してくれます。（別表7）

労働法では就業時間を1日あたり8時間、週39時間と定めており、この時間を超えて行われる仕事は残業と見なされます。休業日は年間最大12

日間です。（別表6）

経済成長と雇用の結びつきを確保するために政府が戦略的介入を行なった結果、都市部に暮らす人の大部分はここ数年の経済成長の恩恵を受けることができました。エチオピアには国際的にも通用する優れた技術を持った人材がさまざまな分野に豊富に存在します。賃金や給与は企業の規模、職業の種類や必要とされる技術によって異なりますが、雇用主と被雇用者間の合意によって決定されます。一般的にエチオピアの労働力はアフリカの基準からみて低いものとなっています。エチオピアでは労働紛争は、法の適用、労働協定、就業規則、雇用契約に基づいて解決されます。



市場

エチオピアは人口が多いため、アフリカでも一二を争う潜在的国内市場があります。国内市場に留まらず、19か国が加盟し4億人の人口を持つ東部南部アフリカ共同市場（COMESA）の一員であるおかげで、エチオピアにはこれらの国々の市場に特恵的アクセスがあり、また、エチオピアが中東に地理的に近いことも潜在的市場機会となっています。EUの「武器以外すべて（EBA）」イニシアチブに基づいた欧州連合市場、「アフリカ成長機会法（AGOA）」、「一般特恵関税制度（GSP）」に基づいた米国市場にも特恵的アクセスができるようになっており、このため、ほとんどのエチオピア製品はこれらの国々に無税・無枠で輸出することができます。これらに加え、エチオピアのさまざまな製品が「一般特恵関税制度（GSP）」によって、米国やEUのほとんどの国をはじめとする先進国に特恵的にアクセスできるようになっており、現在GSP協定で認められ、

無枠で輸出できるエチオピア製品は4800品目にものぼります。





III 有望な分野

エチオピアの経済は未開発の資源が膨大にある一方でまだ熟してはならず、投資機会がさまざまに眠っていると いえます。エチオピアは農業、農産品加工、原皮・皮革製品、織物・衣料品といったものに比較的強い国です。連邦政府内閣規則No. 270/2012では海外投資家に門戸が開かれている分野が規定されており、(別表2) 今日、エチオピアで最も確実な可能性を秘めているものには、農業、農産品加工、織物・衣料品、原皮・皮革製品、砂糖、化学薬品産業、観光、採鉱、水力発電があります。現在取り組んでいる民営化プログラムをみても特に農業、製造、ホテルおよび観光部門で個人投資家にとって多くの市場機会があることがわかります。本章はエチオピア国内にある投資機会の主な分野をご説明いたします。

農業

エチオピアには農業資源が豊富に与えられています。海拔-148メートルから標高4,620メートルまで高さの差がある国土は、農業生態学的にそれぞれ独特な農業的潜在性と生物学的潜在性を持つ18の主要ゾーンと49の下位ゾーンに分けられます。エチオピアは世界でも有数の数と多様性のある遺伝資源に恵まれています。エチオピアにはさまざまな作物を耕作するのに適した土壌と気候があり、作物としては主に穀物、豆類、油糧種子が作られています。多種の果物や野菜、切り花は輸出品として急速に拡大していますが、エチオピアの換金作物は主にコーヒー、綿花、たばこ、トウキビ、香辛料となっています。



コーヒー栽培



エチオピアはアフリカでも有数のアラビカコーヒーの産地で、「コーヒー」という言葉も長い間、野生のコーヒーが育っていた地方「カファ」に由来していると言われていました。世界で最も良質のアラビカコーヒーが栽培されており、コーヒーは輸出作物としても最も重要なものとなっています。60万ヘクタールもの土地面積が栽培にあてられ、2010年には、目標の81.3%である341,000トンのコーヒーが生産されました。栽培面積を最も多く抱えるのは、南部および西部の高地ですが、エチオピアは世界で最もコーヒーの種類が豊富な国でもあり、どの国よりも多くのコーヒーが栽培されています。コーヒーの栽培に適した気候は、ガンベラ平原の準サバナ気候(海拔500m)から南西部にある一年を通じて多湿の高原の森林地帯(海拔2200m)までと多様にあり、海拔1500から2100メートルのエチオピア高原で栽培されています。また、コーヒー栽培に適した土壌はPH4.5~6.5のもので、年間降雨量が1500~2500mmで一年を通じてバランスよく雨が降ることが必要となります。

紅茶栽培



エチオピアの紅茶は世界でも良質なもので、その味と香りは実際、高い評価を受けています。エチオピアの紅茶栽培農園の面積は2700haになり、紅茶以外のお茶は栽培されていませんが、多くの種類の茶葉を栽培できる潜在性がありま

す。現在、年間7000トンの紅茶を生産する能力がある一方で国内の消費量は約5000トンとなっています。紅茶の品質は主に気候条件、紅茶の木が育つ土壌、発酵方法によって左右されますが、エチオピアでは、紅茶は主に高原の密林地帯で生育されています。

とうもろこしの栽培



とうもろこしはエチオピアでは重要な作物となっています。エチオピア中央部の高原地帯で栽培されていますが、国内にはとうもろこし栽培に適した土地がまだ広大に広がっています。とうもろこしは主にSNNPRとオロミア地方で栽培され、177万ヘクタールがその耕作地となっています。

小麦・大麦栽培



小麦と大麦は主にオロミア地方（バレおよびアルシ地帯）、アムハラ（北ゴンダールおよび北シェワ）地方の高原や台地で栽培されています。小麦と大麦は国内の穀物の主要なもので、それぞれの耕作面積は1,095,436ヘクタールと1,398,215ヘクタールとなっており、小自作農家が所有する土地となっています。農産物加工における民間セクターと契約栽培農家スキーム（アウトグロア・スキーム）の発展が持つ将来性は相当なものがあり、アフアール、ガンベラ、SNNPR、ソマリ地方の灌漑された土地での小麦生

産はすばらしい投資機会となっています。

米作



エチオピアには米の生産に適した土地も多くあります。有力な将来性のある地域は

- アムハラ州（フォゲラ、ゴンダール、ズリア、デンビア、タクサ、アチエファール）の西中央部の高地
- アムハラおよびベニシヤングル州（ジャウイ、パウイ、メテマ、ダンゲール）の北西低地
- ガンベラ州（アボボ、イタン・ウォレダ）
- SNNPR州の南部および南西部低地（ベラリー、ウエイト、オモラト、グラ・フェエダ、メニット）
- ソマリ州（ゴード）
- オロミア州（イルアバボラ、東部および西部ウエレガ、ジンマ地帯）の南西部高地

オイルシード栽培

エチオピアには多くの種類の油糧種子が栽培されており、生産された油糧種子は国内で消費されるだけでなく、国際市場にも持ち込まれています。国内の食用油産業では、なたね、アマ、落花生、ひまわり、ニガシード、綿実の種子が原材料となっており、ピーナッツやゴマといった油糧種子は貴重な輸出品となっています。油糧種子に適した農業生態学的条件が整っているのはフメラ、メテマ、ジャウイ、チェワカ、マンクシュになります。



図表

多様な農業気候帯、生育に適した期間の長さ、灌漑に利用できる水が豊富にあるおかげで、エチオピアでは果物や野菜がよく育つため、エチオピア政府は農産物加工に実績のある企業がこの部門に投資することを奨励しています。現在、152,600ヘクタールの農地で果物や野菜が栽培されていますが、エチオピア全体の生産量は1,280万キントルに留まっています。主要な果物のうち、マンゴー、バナナ、パパイヤ、アボカド、柑橘類、ぶどう、パイナップルといったトロピカルフルーツ（準トロピカルも含む）が最も多く栽培されていますが、洋梨とプラムが最近エチオピアで注目されている温帯果実となっています。商業としての草花栽培はエチオピアでは比較的新しい産業ですが、非伝統的輸出部門として急速に成長しており、バラ産業は1998年から2009年にかけてめざましい発展をとげました。

エチオピアは現在、アフリカで第2位の切り花輸出国となっており、また、世界的に有数な高山植物、低地植物の理想的な育成地でもあります。切り花産業は最も急速な成長をみせている下位部門のひとつです。

現在エチオピアでは、国内投資家のほか、オランダやインド、イスラエルからやってきた80を超える花の生産業者が合計約1,200ヘクタールの土地で花を栽培しており、切り花の輸出先は、オランダ、フランス、ドイツ、イタリア、カナダ、ノルウェー、スウェーデン、イギリス、中東、その他のEU諸国となっています。

香辛料の栽培

エチオピアで栽培されている主な香辛料は、シヨウガ、唐辛子、フェヌグreek、ターメリック、コリアンダー、クミン、カルダモン、コリアンダー、黒こしょうなどがあります。現在、香辛料は122,700ヘクタール近い耕地で栽培されており、生産量は年間244,000トンに達しています。香辛料栽培の将来性のある地域はアムハラ州、オロミヤ州、SNNP州、ガンベラ州があります。低地で香辛料栽培できる土地は200,000ヘクタールあると予測されています。

綿花栽培

綿花はエチオピアでは重要な作物です。綿花の栽培は大きな可能性があり、特にアワッシュ谷

では水が豊富な広大な土地が発見されています。綿花栽培の将来性がある地域にはそのほか、南オモ（オモラテ）、エチオピア北西部（フメラ、メテマ、クオラ、ベレス溪谷）ガンベラ、テケゼ溪谷、ダブス溪谷、ワベシエベレ分水界地域があります。綿花の栽培はエチオピアの経済にうまく統合されており、多くの織物・衣料品工場が国内生産された綿に頼っています。このようにエチオピアにおける綿の生産と加工には大きな機会があります。

豆類の栽培

エチオピアでは、そら豆、エンドウ、ひよこ豆、レンティル豆、大豆などの栽培も多く行われており、主に高原および低地両方の小作農家が豆類の栽培を行っています。現在、エチオピアは大量の豆類を国際市場に輸出していますが、栽培のほか、豆類の加工を手がける工場も多く存在しています。

ゴムの木・ヤシの木のプランテーション

エチオピアには天然ゴムおよびヤシ油製造の将来性があります。天然ゴムは熱帯地帯や亜熱帯湿潤地帯で、大規模の商業生産によって栽培されていますが、やや酸性か酸性の土壌が天然ゴムの育成に適しています。エチオピアの南西部は、こうした商業的天然ゴムの生産が行える農業気候的条件が整っています。ヤシの木は多年生植物で、面積あたりにして他のどの油糧種子より多く油が採れ、熱帯および亜熱帯の高温多湿の気候条件で育ちます。また、熱帯の土壌でも育つことができますが、pHは4~6でなければなりません。ヤシの木の栽培は灌漑地でも自然の雨を利用することも可能ですが、エチオピアの南西部の多くの地域は、土壌、気候ともにヤシ油を大規模に育てる必要条件が備わっています。

その他の農産物

砂糖、南洋アブラギリ、トウゴマの生産は国内だけでなく輸出市場でも大きな機会となります。エチオピアが持つ、痩せた土地で育つ南洋アブラギリとトウゴマの大規模プランテーションによる生産の潜在力は巨大です。

次の表にあるように、上記の農産物栽培の将来性をもつ土地はエチオピアのすべての州にあると予測されています。

表Ⅲ.1.農業の可能性ある地域

No.	農業の種類	面積 (ha)	地域
1	米	280,000	SNNP、オロミア、アムハラ、ベニシヤングル・ Gumズ、ソマリ
2	とうもろこし	1,400,000	SNNP、オロミア、アムハラ、ベニシヤングル・ Gumズ、ガンベラ、ソマリ
3	園芸	763,000	SNNP、オロミア、アムハラ、ディレ・ダワ
4	コーヒー	426,000	SNNP、オロミア、アムハラ、ガンベラ
5	紅茶	150,000	SNNP、オロミア、アムハラ、ガンベラ
6	綿花	3,000,810	ティグレ、SNNP、オロミア、アムハラ、ベニシヤングル・ Gumズ、ガンベラ、アフアール、ソマリ
7	油料穀物	1,601,323	ティグレ、SNNP、オロミア、アムハラ、ベニシヤングル・ Gumズ、ガンベラ、アフアール、ソマリ
8	豆類	3,274,469	ティグレ、SNNP、オロミア、アムハラ、ベニシヤングル・ Gumズ
9	天然ゴム	200,000	SNNP、ガンベラ
10	ヤシ油	450,000	SNNP、オロミア、ガンベラ
合計		11,545,902	

出典：農業省

畜産、漁業、養蜂

家畜の飼育、繁殖、肥育のほか、淡水漁業やハチミツ、みつろうの生産もかなりの将来性があります。エチオピアの家畜数はアフリカで1番、世界では10番目に多い国で、この下位部門には畜牛5,088万頭、羊2,598万頭、ヤギ2,180万頭、家禽類4205万羽と大きな資源がすでにあり、ダチョウ、ジャコウネコ、ワニの飼育も大きな機会が存在しています。エチオピアの淡水漁業の将来性は都市部近くにある湖に限られますが、こうした湖で獲れる魚の量は潜在的に年間40,000トンあると予測されています。また、国内市場や国際市場に供給するために淡水魚を育てる水産養殖場の建設にも投資機会があります。現在のハチミツとみつろうの年間生産量はそれぞれ43,700トンと3600トンと見積もられていますが、このようにこの手つかずの下位部門であるハチミツ、みつろうの生産、採取、加工、取引には高い投資機会を見いだすことができます。これに関連して女王バチの需要が急速に高まっており、これも新たな投資機会となっています。

林業と関連事業

生ゴムと香料の生産と市場活動、木材の大規模プランテーション、パルプ、紙、チップボードの統合林業産業の構築などが、商業的林業における個人投資家の潜在的な活動となります。



製造業



ガラスとセラミック

食器類、衛生陶器、ガラス板、容器

化学薬品・化学製品

肥料、ソーダ灰国内の原料を元にした基礎化学製品、天然ゴム、エチルアルコールを原料とするPVC顆粒、苛性ソーダの製造、塩素系化学製品、炭素および活性炭素、沈降炭酸カルシウム、ボールペン、石けんの原料となる獣脂

医薬品・薬剤

薬剤、医薬品、化学薬品の製造、錠剤、カプセル、シロップ、注射剤の形での植物性製品

紙と紙製品

エチオピア原産原料から作られたパルプ、紙、紙製品

プラスチック製品

高圧パイプ、パイプの継ぎ手、シャワーキャップ、洗面器、絶縁取付具、照明取付具、事務用品および学用品、家具用取付具

建築資材

石灰、石膏、大理石、花崗岩、石灰石、陶磁器、屋根用タイル（セメントではなく）、波板、チューブ、パイプと取付具



2010年度では工業部門はGDPの13.4%を占めています。主な製造活動は、食品、飲料、たばこ、織物・衣料、皮革製品、紙、金属・非金属鉱物製品、セメント、化学薬品の製造となっており、「成長と構造改革計画（2010～2014年度）」に基づき、主に織物・衣料、皮革製品、セメント工業、金属・土木、医薬品、農産物加工に投資がなされています。したがって、投資を検討している方々にとって次のような豊富な製造業の分野が機会となります。

織物と衣料

紡績、製織、織物生地仕上げ加工など、衣料製造過程の最初から製造まで

食料・飲料製品

肉製品、鮮魚・魚肉製品、果物・野菜、乳製品の統合製造および加工、デンプン・デンプン製品の製造、動物用飼料の加工、ミネラルウォーターの加工とボトリング、砂糖の製造、ビール醸造およびワインの製造など

皮革業と皮革製品

仕上げ段階までの皮革のなめし、旅行鞆類、ハンドバッグ、サドル・ハーネス類、靴・衣料、統合皮革と製造

観光産業

エチオピアは世界中から訪れる観光客に満足してもらえらる国です。独特の歴史的遺産や文化的遺産、壮大な景色、驚くほど涼しい気候、色とりどりの草木、考古学的に貴重な遺蹟に恵まれ、人々はホスピタリティにあふれています。北部の観光ルートは「歴史を巡るルート」として知られており、エチオピアで最も重要な観光地が連なっていますが、エチオピアには豊富な観光スポットがあり、文化的ツアーや学習のツアー、フォト・サファリ、ハンティング・サファリ、バード・ウォッチング、ラフティングなどの川遊び、砂漠のトレッキング、登山、エコツーリズムなどの大きな潜在力があります。涼しい気候と数多い温泉を利用した医療観光も大きな将来性を秘めた新しい形のツアーです。旅行業者もここ数年で相当数増加しています。

アフリカ連合 (AU) やアフリカ経済委員会 (ECA) といった国際組織がアディスアベバに置かれているため、カンファレンス観光はかなり以前から活発に行われています。

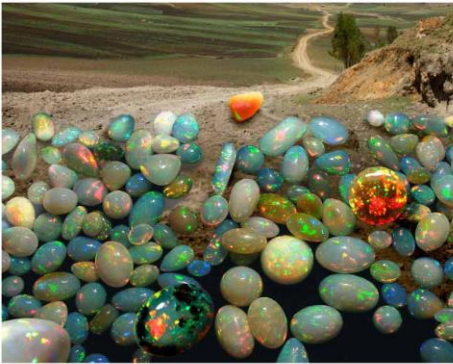
ホテルの客室数はここ数年で急速に増加しており、主要な観光地では旅行客用の宿泊施設がすでに整っていますが、改築や建設もいたるところで行われています。旅行産業は政府の政策環境を整備する取り組みの結果として成長しており、星付きの認定をうけたエコツアーや各国専門料理店、一流のツアー運営など、旅行産業には大きな機会が存在します。海外投資家は直接投資またはエチオピア人とのジョイントベンチャーを通じて、こうした機会を最大限に生かすことができるでしょう。また、国内各地で行われている星付きの認定を受けたホテルやリゾートホテルの建設もこの部門の機会となっています。エチオピアは実にコントラストと極致に富んでおり、人里から離れた野生の自然の土地には、まだ手つかずの観光スポットが数多く存在します。



鉱業

エチオピアには鉱石の採掘・開発にすばらしい投資機会があります。地質学的調査で、幅広い鉱物資源が存在する可能性のある地質学的環境があることがわかりました。鉱物省によると、エチオピアには相当量の金、タンタル、プラチナ、ニッケル、カリ、ソーダ灰の堆積があり、建築用、産業用の鉱物としては、大理石、花崗岩、石灰岩、粘土、石膏、宝石用原石、鉄鉱石、石炭、銅、シリカ、珪藻岩などがあります。地熱エネルギーも相当量が存在しており、また、化石エネルギー資源については、オガデン、ガンベラ、青ナイル、南リフト溪谷といった堆積盆地での石油と天然ガスの探査と開発に大きな投資機会が存在します。個人や国内、海外の投資につながる環境整備も含め、状況の改善が計画的に行われています。どの種類の鉱物であつ

ても個人投資家に対する資源開発の制限はありませんが、最も大きな将来性があるのは金とレアメタル、石油、貴金属や卑金属、工業鉱物、規格寸法の切石（大理石、花崗岩）となります。海外の発掘会社に発行した採掘、探査、発掘の許可書は2008年度で累積117億ブルにも達し、うち石油への投資は5億960万ブルにのびます。輸出された鉱物の種類別の割合をみると、2008年度でタンタライト濃縮物が98%、次に金1.7%、宝石用原石0.3%となっています。許可書の申請手続き、鉱物事業に関する法規、鉱物部門への投資機会の促進は、鉱物省の管轄となっており、省内では鉱物事業部が海外投資家の発掘許可書申請の担当となります。州政府は国内投資家を対象とした発掘許可書を発行する権限を有しています。



水力発電

エチオピアの再生可能エネルギーおよび再生不可能エネルギーの将来性は大きく、採算性のある水力発電の潜在性は45,000 MWになると見込まれています。また、地熱エネルギーによる発電も大きな将来性があります。9本ある主要河川は水力発電に適しています。民間セクターは資本制限なく、すべての資源を利用した電力発電事業に参加することができますが、「国内統合送電網」を利用した電気の送電と供給は、政府にのみ許可されています。国内、国外を問わず個人投資家には、オフグリッドでの送電や配電が許可されていますが、さらに、大口発電を行ってエチオピア電力公社（EPPCO）と電気購入の契約を結び、送電網を利用して送電・配電することが大いに奨励されています。

- 中等学校
- 科学技術大学
- 経営・マーケティングの大学
- 医学学校
- 情報通信技術機関
- 職業訓練および技術研修センター
- 観光産業に関する研修センター

政府は品質向上に関する一括法案を採択し、国内の教育の質向上を目的として実施中です。

情報技術および通信技術

情報通信技術の開発は投資家にとって大きな利益を生む投資となり、大いに奨励されています。

社会福祉

エチオピアへの外国直接投資の将来性には、上記のほか社会福祉があります。国外または国内投資家は直接投資またはエチオピア人とのジョイントベンチャーを通じて、こうした機会を最大限に生かすことができますでしょう。

保健サービス

医療サービスは国外投資家にとって投資機会のある分野です。以下のような分野が、独自の建物を建設することで投資機会となる分野です。

- 総合病院
- 専門病院

国民の医療機関へのアクセスを示す指標となる医療サービスの普及率は増加していますが医療サービス施設は、国際的標準からみると十分行き渡っているとはいえません。

教育サービス

エチオピアは世界的に評価の高い教育機関、大学、研修センターの誘致に積極的に取り組んでいます。以下の分野は海外投資家が独自の建物を建設することで投資機会となる分野です（職業訓練センターおよび研修センターを除く）

建設業務

エチオピアの建設業務には大きな投資機会があり、特に道路、住居、低価格住宅を含む商業用建物、工業用建物などがあります。政府は国内経済の発展に対する道路部門の重要性を認識し、国内の道路網の整備には特に注目しています。海外投資家の投資機会には以下のような幅広い分野で存在します。

- 第1等級総合建設請負業者（GC1）
- 第1等級建築請負業者（BC1）
- 第1等級道路建設請負業者（RC1）
- 第1等級専門請負業者（G1）
- 井戸の掘削（G1）
- 鉱物探査ボーリング（G1）





IV 法的枠組み

法制度および裁判制度

エチオピアでは憲法が最高法規であり、国内すべての法律に優先されます。法制度は民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法、商法、海商法を含め、成文法に基礎を置いており、布告された法は官報（「ネガリット・ガゼタ」）で公布されます。裁判所はエチオピアの法規とともに国際的に認められた正義の原則に則って司法を執行します。訴訟を起こせるのはエチオピア人に限られていますが、外国人は証人として裁判所に出廷する権利を有しています。その場合、外国人は裁判所が指名した通訳を通じて発言することが許されています。1960年発効の商法では、エチオピアで商業活動を行うための法的枠組みが規定されています。憲法第40章により、全ての国民は私有財産の取得、使用、処分を含めた所有権が確保されており、投資に関する布告（769/2012）では、国外投資家に住居やその他の投資に必要な不動産を所有する権利が認められています。政府は法に厳格に準拠し、公益を目的として財産を没収することができますが、相当額の補償を行わなければならないとされています。投資に関する布告（769/2012）では、没収または国有化に対する対抗策を投資家に保証しており、公益のために没収または国有化される私有財産の「現行の市場価値に相当する」補償の前払いが定められています。エチオピアは世界知的所有権機構（WIPO）、多国間投資保証機関（MIGA）に加盟しているとともに、多数の国と二国間投資協定（BIT）ならびに二重課税協定（DTT）を結んでいます。（別紙5）

制度的枠組み

2012年公布の投資に関する布告、2012年発効の投資優遇および国内投資家保護分野に関する規則が、エチオピアでの国内、国外投資に対する法的枠組みとなります。エチオピア投資庁（EIA）は自治政府機関で、投資委員会に対して報告義務があり、委員会は産業相を議長としており、エチオピア投資庁は委員会の一員である長官を長としています。エチオピア投資庁は最近、海外直接投資のさらなる促進と投資家に対するサービス向上を目的として再編成されています。投資庁の主な活動と投資庁が提供しているワンストップサービスには次のようなものがあります。

- 国外、国内投資家に対するエチオピアの投資機会と条件の宣伝促進
- 納税者識別番号（TIN）、投資許可、営業許可、建設許可の発行
- 通常定款、付属定款の公証、修正
- 商業登記済証の発行、更新、修正、差し替え、取り消しなどの発効
- 商号または会社名の登録、修正、差し替え、取り消しなどの発効
- 労働許可の発行、更新、差し替え、停止または取り消し
- 建設請負業者の等級付け
- 技術移転契約、国内投資家と国外企業の輸出志向非資本的提携契約の登録
- 他国との二国間投資促進および保護協定の交渉、政府承認を得た上の協定の締結
- 投資家にとって魅力ある投資を創造するために必要な政策に関する、政府への助言

投資庁はその他に、投資家の要請に応じて土地や設備（水道、電気、通信サービス）の取得、ローン、居住許可などの手続き、投資事業の環境影響評価の承認などの業務を行っています。

登録

国外投資家は事業ごとに200,000米ドルの最低資本金が必要です。ただし、国外投資家が国内投資家とパートナーシップを結んでいる場合は、必要な最低資本金は事業ごとに150,000米ドルとなります。

国外投資家が建設業、土木業または土木に関連する技術相談業務、技術調査・分析、出版業の分野に投資する場合の最低準備金は100%国外資本の企業は100,000米ドル、エチオピア国内のパートナーとのジョイントベンチャーに投資する場合は50,000米ドルとなっています。国外投資家が既存の企業からの収益または分配金を再投資する場合、資本を割り当てる必要はありません。個人投資家は100%の持分所有権を持った個人経営者として投資することも可能です。政府とのジョイントベンチャーとして投資できる分野は武器および兵器の製造と電気通信サービスになり、その他の分野については、エチオピア国籍の個人、または企業とのジョイントベンチャーが法的に奨励されています。また、エチオピアで法人化された会社組織や地方に登録された支社、または関連する法にしたがって設立された公営企業、協同組合に対して投資することも可能です。（政府およびエチオピア人投資家に制限された分野の一覧は別紙1を参照してください。）国外投資家はまず、適切に記入された

申請書と必要文書を提出し、投資許可を受けることが義務付けられています。(エチオピア投資庁の業務、それぞれの業務の交付時期、手数料の一覧は別紙7を参照してください。)

個人で投資を行う場合

- 代理人による署名のある申請書
- 代理人への委任状のコピー
- 有効なパスポートの本人確認または国内投資家の身分を証明する認可証のページに開連するページのコピー
- 統括責任者の最近の写真（パスポートサイズ）2枚

企業が商業登記する場合

エチオピアで新たに実行可能なベンチャーを設立するための申請となりますので、海外投資家の申請には以下の文書を提出する必要があります。

- 企業の代理人による署名のある申請書
- 代理人への委任状のコピー
- 通常定款および付属定款の草案
- 各株主の有効なパスポートのコピーもしくはIDカード、または国内投資家の身分を証明する認可証のコピー、および統括責任者の最近の写真（パスポートサイズ）2枚
- エチオピア投資庁が求める投資家の財務状況、または身分、または略歴を証明する文書
- 株式会社でない場合は、企業が資金提供する現金資本が封鎖預金に預け入れられていることを証明する銀行取引明細書、および現物出資に関連する適切な文書（布告No. 686/2010）
- 株式会社の場合は、企業の引き受ける株の額面価格の1/4以上の金額が封鎖預金に預け入れられていることを証明する銀行取引明細書（布告No. 686/2010）

支社を商業登記する場合

エチオピアで支社を設立するための申請となりますので、申請には以下の文書を提出する必要があります。

- 本籍国における法的に有効な法人設立認可証
- 通常定款および付属定款の公正証書
- 企業としてエチオピアに投資する意志および投資目的に割り当てられる資本金額を明

言した決議書

- エチオピアにおける指名代理人への委任状およびその代理人の写真（パスポートサイズ）2枚
- エチオピア投資庁の請求による投資家の財務状況、または身分、または略歴を証明する文書

上記の正式な文書すべてと適切に記入された投資申請書を受理した後、投資許可証と法人登記済証は3時間以内に発行されます。

エチオピアで法人化された企業組織が投資を行う場合

エチオピアで法人化された企業組織による申請となりますので、海外投資家の申請には以下の文書を提出する必要があります。

- 企業の代理人による署名のある申請書
- 代理人への委任状のコピー
- 通常定款および付属定款のコピー
- 各株主の有効なパスポートもしくはIDカードのコピー、または国内投資家の身分を証明する認可証のコピー
- 組織が企業内に存在する場合は、親会社の通常定款および付属定款またはそれに準ずる文書のコピー、本国の法的に有効な法人設立認可証、およびエチオピアへの投資を組織の意志として明言した議事録の認証が必要です。

展開または拡大の申請

既存の企業を拡大または展開する申請となりますので、海外投資家は以下の文書を提出する必要があります。

- 代理人による署名のある申請書
- 代理人への委任状のコピー
- 申請者が個人経営主である場合は有効なパスポートまたはIDカードのコピーまたは国内投資家の身分を証明する認可証のコピー、および最近の写真（パスポートサイズ）2枚
- 申請者が事業会社である場合は通常約款および付属定款、および統括責任者の最近の写真（パスポートサイズ）2枚
- 各株主の有効なパスポートもしくはIDカードのコピー、または国内投資家の身分を証明する認可証のコピー
- 組織が企業内に存在する場合は、親会社の通常定款および付属定款またはそれに準ずる文書のコピー、本国の法的に有効な法人設立認可証、およびエチオピアへの投資を組織の

意志として明言した議事録

- 既存の企業の有効な営業許可証のコピー
- 事業の実行可能性調査書のコピー

海外投資家の居住許可は、投資許可証を提出することで、入国および国籍事務管理局が発行します。企業または支社の株主となっている海外投資家および就労許可を持っている駐在スタッフも居住許可を受ける資格があります。

土地の割当て

エチオピアでは土地は公共資産となっており、個人、企業、その他の組織は土地の使用権を有するだけとなっています。賃貸またはリースを目的とした土地は大きく2種類に分類されます。農村部の土地と都市部の土地農村部の土地は主に農業を目的として賃貸されます。現在、農業の潜在性がある土地がおおよそ1155万haあり（表III.1.）、農村部の土地の賃貸料は一般的に低額です。肥沃な土地の投資利用には政府は強く関与しており、農業省は農業に投資する個人投資家に対して技術的に支援する責任を負っています。支援には5000ha以上の土地の提供をはじめ、情報、技術サポート、その他の公共サービスの手助けなど多岐にわたります。都市部の土地は産業目的とその他の活動目的に分類されます。産業目的の土地は政府も力を入れており、必要なインフラ設備（道路、電力、水道、電話）が主要な都市や市街で整備され、国の急速な産業化の後押しをしています。産業地帯にある産業目的の土地は、固定金額で投資家に割り当てられており、輸出志向の産業を目的とした土地は固定金額より低い金額で提供されます。エチオピア投資局（EIA）は国内全土において、海外直接投資事業を目的とした割当を潤滑に行う権限を委託されています。その他の活動を目的とした都市部の土地は入札形式で利用でき、入札価格は需要によってさまざまです。都市部および農村部のリース料および賃貸料は土地の所在地、投資の種類、土地の等級によって異なります。土地は担保の設定や売却はできませんが、その土地のリース価格または賃貸価格と固定資産に対して抵当権を設定したり第三者に譲渡することが可能です。

投資に関する優遇措置

税制上の優遇措置

連邦政府内閣規則No. 270/2012では、投資優遇措置の対象となっている分野が規定されています。

A) 関税

民間投資を活性化させ、エチオピアに海外の資本および技術の流入を促すために、製造、農業、農産業、電気の発電、送電、供給、情報通信技術開発、ホテルおよび観光業、建設請負、教育および研修、ホテルサービス、建築および土木事業、技術検査および分析、資本財のリース、LPGおよびピチューメンの輸入といった部門で優遇対象となる新規事業、または拡大事業に取り組んでいる投資家（国内、海外を問わず）には関税が免除されています（別紙3）。

- すべての工場、機械装置、建設材料といった資本財について、輸入品に課税される関税およびその他の税の支払いが100%免除されます。
- 輸入された資本財が関税免除対象品である場合、その資本財の総額15%以下に相当する額の交換部品が関税の支払いを免除されません。
- 関税免除の対象となった投資家は、事業開始日から5年間、交換部品が免税で輸入できます。
- 免税優遇の対象となった投資家がエチオピア国内の製造業者から資本財または建築材を購入した場合、商品の製造に必要な材料として使用する原料または部品について徴収された関税が返金されます。
- 輸入品に課税される関税およびその他の税を支払うことなく輸入された投資資本財は、他の投資家に譲渡される場合でも同様の優遇措置を受けることができます。

B) 所得税の免除

投資家が新規に製造業、農産物加工業、農産物製造業、発電および電気の供給、情報通信技術の開発（別紙4）を起こす場合、

- 新たな企業を設立する場合は、別紙4にあるとおり、所得税が免除されます。
- 投資家が次の場所で新たに企業を設立する場合、
 - 1) ガンベラ
 - 2) ベニシャルグル・グムズ
 - 3) アファール（ただし、アワッシュ川の両岸から15km以内の範囲を除く）

- 4) ソマリ
- 5) グジおよびボラナゾーン（オロミア州）
- 6) 南オモゾーン、セゲン地域（デラシエ、アマロ、コンソ、ブルジ）民族ゾーン、ベンチマジゾーン、シェカゾーン、ダワロゾーン、カッフアゾーン、コンタおよびバスケット特別郡（南部諸民族州）

別紙4にある所得税免除期間の満了後、3年間連続して所得税が30%免除されます。

- 投資家が達成可能な生産能力やサービス能力を50%以上向上させて既存の企業の規模を拡大または展開する場合、または、新しい品目の製品やサービスを既存の企業のものより100%以上導入する場合、別紙4にある期間、所得税が免除されます。
- 投資家が製品やサービスの60%を輸出する場合、または輸出業者に供給する場合、所得税免除の期間がさらに2年間延長されます。

税制上以外の優遇措置

税制上以外では、輸出品を生産するために投資を行うすべての輸出業者は、投資事業に必要な機械や装置をサプライヤーズクレジットで輸入できる優遇措置がとられています。

欠損金の繰越

所得税の免除期間に欠損金が生じた企業は、免税期間終了後に免税期間の1/2の期間、欠損金を繰り越すことが認められています。欠損金を繰り越す期間を計算する上で、半年間が所得税の課税期間であるとみなされます。所得税免税期間に生じた欠損金は所得税課税期間を5回超えて繰り越すことはできません。

輸出に関する優遇措置

税制上の優遇措置

すべての輸出業者を対象とする税制上の優遇措置は以下のとおりになります。

- 少数の例外製品を除き（例：半加工の皮革 - 150%）エチオピアからの輸出品には輸出税

は課税されません。

- **関税払い戻しスキーム**：投資家は、輸入品ならびに輸出品の生産に使用するエチオピア国内で購入した原材料に課税される関税およびその他の税の支払いを免除されます。関税およびその他の税は、完成品の輸出後100%払い戻されます。
- **バウチャースキーム**バウチャーとは、金銭的価値を持った印刷物で、原材料の輸入に課税される関税およびその他の税の代わりとして使用され、輸出業者もバウチャースキームの受益者となっています。
- **保税工場スキーム**
バウチャースキームの対象ではないが、保税品の許可を取得している生産者は原料を免税で輸入するのにあたって、保税工場を経営することが認められています。

税制上以外の優遇措置

すべての輸出業者を対象とする税制上以外の優遇措置は以下のとおりになります。

- 輸出業者は将来の企業運営に備えて、輸出で得た外貨の20%以内を銀行口座に保持し預金することが認められており、エチオピア国営銀行の輸出価格規制の対象にはなりません。
- 輸出加工に携わる企業は、フランコ・ヴァルター方式による原料の輸入が認められています。
- 現在、取引先が債務不履行に陥った場合に輸出業者が海外に発送した商品の代金を確実に受け取ることができるようにする輸出信用保証制度が施行されており、輸出業者はこの制度を利用して事業のリスクを軽減し、価格の競争力を維持することができます。

資金の送金

海外投資家は、次のような方法で交換可能な外貨をエチオピアから送金する権利が与えられています。

- 利益と配当
- 外債の元利金の支払い
- 技術移転契約に関連した支払い
- 業務提携契約に関連した支払い
- 企業の売却または清算による代金

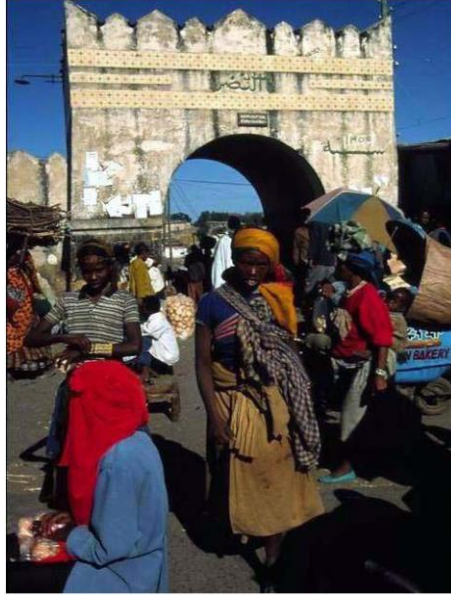


- 投資家に対する報酬の支払い
- 企業の株式または所有権の一部を国内投資家に売却または移譲したことによる代金

民営化

民営化プログラムは特に農業、製造業、ホテルおよび観光の部門で、個人の海外、国内いずれの投資家にも巨大な機会となります。公営の企業の民営化は入札制度によって行われ、エチオピア民営化および公営企業監督局 (EPPESA) が、民営化プログラムの実行を担当しています。現在、EPPESAはエクイティ、ジョイントベンチャー、リース契約、管理契約など、さまざまな方法で公営企業の民営化に取り組んでおり、公営

企業を民間セクターに移譲する際には、ラジオ、テレビ、新聞で公募が周知されて、関心のある投資家は誰でも入札に参加することができます。条件を満たしている買い主は入札書類を記入し、庁に提出する必要があります。庁は最高入札者に通知し、売買契約を結んで買い主に企業を譲渡します。企業を拡大または展開する場合に必要な最低資本金および優遇措置については、民営化される企業にも投資法が適用されます。



別紙 I

制限

以下の分野は国内投資家に制限されています。

1	<p>政府のみに制限されている分野</p> <ul style="list-style-type: none"> 郵便業務（国際宅配便を除く） 国内統合送電網（Integrated National Grid System）を利用した電力の電送および供給 客席数50席以上の航空機を使用した旅客航空輸送サービス
2	<p>政府とのジョイントベンチャーに制限されている分野</p> <ul style="list-style-type: none"> 武器および兵器の製造 電気通信サービス
3	<p>国内投資家のみに制限されている分野</p> <p>A. 取引</p> <ul style="list-style-type: none"> 生豆、チャット、油糧種子、豆類、貴石、天然の林業製品、市場で購入した皮革、投資家が飼育していない生きたままの羊、ヤギ、ラクダ、馬、畜牛 輸入貿易（LPGおよびビチューメンを除く） 卸売業（石油の供給および石油副製品、海外投資家の自国で生産された製品の卸売業を除く） <p>B. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> アイスクリーム、ケーキ製造 プラスチック製レジ袋製造 布地、毛糸、織物、アパレル、その他の織物製品の漂白、染色、縮緬、サンフォライズ加工、シルケット加工、糊付けなどの仕上げ 仕上げ段階以前の皮革のなめし セメント製造 粘土およびセメント製品の製造 第1等級未満のツアー運営 第1等級未満の建設、井戸および鉱物探査掘削会社 独自の建物を建設し幼稚園、初等および中等教育を行うこと 独自の建物を建設して診断センターサービスを行うこと 独自の建物を建設して診療サービスを行うこと 資本財のリース（動力車は除く） 印刷業
4	<p>エチオピア国民のみに制限されている分野</p> <ul style="list-style-type: none"> 銀行業、保険業、マイクロクレジットおよび貯蓄の取扱い 放送業およびマスメディアサービス 弁護士業および法律相談業務 エチオピア原産の伝統薬の製剤 広告、プロモーション、翻訳作業 客席数50席までの航空機を使用した国内旅客航空輸送サービス and 梱包、転送、発送の代理サービス

別紙 II

関税が免除となる投資分野 次の投資分野は資本財および建築材が関税免除対象となっています。	
1	製造業
	1. 食品産業 2. 飲料産業 3. 織物・織物製品産業 4. 原皮・皮革製品産業 5. 木製品産業 6. 紙・紙製品産業 7. 化学薬品・化学製品産業 8. 基礎薬品産業・薬剤産業 9. 天然ゴム・プラスチック製品産業 10. その他の非金属・鉱産物工業 11. 卑金属工業（鉱物採掘を除く） 12. 金属製品工業（機械および設備を除く） 13. コンピューター・電子工学および光学製品工業 14. 電気製品産業 15. 機械器具工業 16. 車両・トレーラー・セミトレーラー産業 17. 事務所用・家庭用調度品の製造 18. その他の設備の製造 19. 農業に関連した統合生産
2	農業
	1. 作物の生産 2. 家畜の生産 3. 混合農業（家畜と作物） 4. 林業
3	情報通信技術（ICT）
4	発電、送電、および電力の供給
5	ホテルおよび観光業
	1. 星付きホテルおよびリゾート、モーテル、ロッジ、レストラン 2. 第1等級観光運営
6	建設請負業
	1. 第1等級の建設、井戸および鉱物の探査、掘削の請負
7	不動産開発
8	教育および研修
	1. 独自のビルを建設して中等および高等教育を行うこと 2. 技術研修および職業訓練サービス（スポーツを含む）
9	医療サービス
	1. 独自の建物を建設して病院サービスを行うこと
10	建築および土木作業およびそれに関連する技術的サービス、技術検査および分析
11	出版業
12	輸入業
	1. LPGおよびビチューメンの輸入
13	輸出貿易
	1. 輸出貿易（生豆、チャット、油糧種子、豆類、貴石、天然の林業製品、市場で購入した皮革、投資家が飼育していない生きたままの羊、ヤギ、ラクダ、馬、畜牛を除く）
14	卸売業
	1. 石油の供給および副製品、自社製品

別紙 III

関税が免除となる投資分野

次の投資分野は資本財および建築材が関税免除対象となっています。

1	製造業
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 食品産業 2. 飲料産業 3. 織物・織物製品産業 4. 原皮・皮革製品産業 5. 木製品産業 6. 紙・紙製品産業 7. 化学薬品・化学製品産業 8. 基礎薬品産業・薬剤産業 9. 天然ゴム・プラスチック製品産業 10. その他の非金属・鉱産物工業 11. 卑金属工業（鉱物採掘を除く） 12. 金属製品工業（機械および設備を除く） 13. コンピューター・電子工学および光学製品工業 14. 電気製品産業 15. 機械器具工業 16. 車両・トレーラー・セミトレーラー産業 17. 事務所用・家庭用調度品の製造 18. その他の設備の製造 19. 農業に関連した統合生産
2	農業
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 作物の生産 2. 家畜の生産 3. 混合農業（家畜と作物） 4. 林業
3	情報通信技術（ICT）
4	発電、送電、および電力の供給
5	ホテルおよび観光業
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 星付きホテルおよびリゾート、モーテル、ロッジ、レストラン 2. 第1等級のツアー運営 3. 第1等級未満のツアー運営
6	建設請負業
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 第1等級の建設、井戸および鉱物の探査、掘削の請負 2. 第1等級未満の建設、井戸および鉱物の探査、掘削の請負
7	教育および研修
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 独自の建物を建設し幼稚園、初等および中等教育を行うこと 2. 独自のビルを建設して中等および高等教育を行うこと 3. 技術研修および職業訓練サービス（スポーツを含む）
8	医療サービス
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 独自の建物を建設して診療サービスを行うこと 2. 独自の建物を建設して病院サービスを行うこと 3. 独自の建物を建設して病院サービスを行うこと
9	建築および土木作業およびそれに関連する技術的サービス、技術検査および分析
10	資本財のリース（動力車のリースは除く）
11	輸入業
	<ol style="list-style-type: none"> 1. LPGおよびビチューメンの輸入

別紙 IV

No.	所得税が免除となる投資分野 次の投資分野は所得税の免除対象となっています。	アディスアベバおよび アディスアベバ周辺 オロミア特別区	その他の地域
1	製造業		
	1. 食品産業	1年間から5年間まで	2年間から6年間まで
	2. 飲料産業	1年間から3年間まで	2年間から4年間まで
	3. 織物・織物製品産業	2年間から5年間まで	3年間から6年間まで
	4. 皮革・皮革製品産業（仕上げ段階以前の皮革のなめしを除く）	5年間	6年間
	5. 木製品産業	2年間	3年間
	6. 紙・紙製品産業	1年間から5年間まで	2年間から6年間まで
	7. 化学薬品・化学製品産業	2年間から5年間まで	3年間から6年間まで
	8. 基礎薬品産業・薬剤産業	4年間または5年間	5年間または6年間
	9. 天然ゴム・プラスチック製品産業	1年間から4年間まで	2年間から5年間まで
	10. その他の非金属・鉱産物工業（アディスアベバおよびアディスアベバ周辺でのセメント製造、および、アディスアベバならびにその他の地域での粘土およびセメント製品の製造を除く）	1年間から4年間まで	2年間から5年間まで
	11. 卑金属工業（鉱物採掘を除く）	3年間から5年間まで	4年間から6年間まで
	12. 金属製品工業（機械および設備を除く）	1年間または3年間	2年間または4年間
	13. コンピューター・電子工学および光学製品工業	2年間から4年間まで	3年間から5年間まで
	14. 電気製品産業	2年間または4年間	4年間または5年間
	15. 機械器具工業	5年間	6年間
	16. 車両・トレーラー・セミトレーラー産業	2年間から5年間まで	3年間から6年間まで
	17. 事務用家庭用調度品製造業（陶磁器製品の製造を除く）	1年間	2年間
	18. その他の器具製造業（宝石および関連商品、楽器、スポーツ用品、ゲーム・玩具およびその他類似品）	1年間	2年間
	19. 農業に関連した統合生産	4年間	5年間
2	農業		
	1. 作物の生産（アディスアベバおよびアディスアベバ周辺での繊維作物、中期の香辛料、香料作物または薬用作物、多年生果実、飲料用作物、その他の多年生作物の生育を除く）	2年間または3年間	3年間から6年間まで
	2. 家畜の生産（野生動物の飼育、アディスアベバおよびアディスアベバ周辺での牛乳、鶏卵、およびそれに類似した製品の生産を除く）	2年間または3年間	3年間または4年間
	3. 混合農業（家畜と作物）	3年間	4年間
	4. 林業	8年間	9年間
3	情報通信技術	4年間	5年間
4	発電、送電、および電力の供給	4年間	5年間

別紙V

No.	エチオピアは以下の国々と二カ国間投資協定および二重課税回避協定を締結しています。
-----	--

28 二カ国間投資協定 (BIT) 28 か国 1994~2009

協定相手国	協定相手国
アルジェリア	クエート
オーストリア	リビア
ベルギーおよびルクセンブルグ	マレーシア
中国	オランダ
デンマーク	ロシア
エジプト	南アフリカ
赤道ギニア	スペイン
フィンランド	スーダン
フランス	スウェーデン
ドイツ	スイス
インド	チュニジア
イラン	トルコ
イスラエル	イギリス
イタリア	イエメン

18 二重課税回避協定 (DTT) 18か国 1996~2008

協定相手国	協定相手国
アルジェリア	ルーマニア
チェコ共和国	ロシア
中国	セイシェル
エジプト	南アフリカ
フランス	スーダン
インド	チュニジア
イスラエル	トルコ
イタリア	イギリス
クエート	イエメン

別紙VI

外国人投資家に有用な情報

健康条件

すべての外国人投資家は入国前に有効な黄熱病の健康診断書を所有している必要があります。また、エチオピア入国前の6日以内にコレラに罹患したか、コレラが発生した土地に滞在した人は、コレラの予防接種を受けることが義務付けられています。

ビザおよび入国要件

エチオピアに入国する外国人（ケニアまたはス

ーダン国籍を除く）はすべてビザが必要です。ビザはエチオピアの在外公館で発行しています。ただし、以下の33か国についてはエチオピア入国時に観光ビザを取得することが認められています。アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、大韓民国、クエート、ルクセンブルグ、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ロシア連邦、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、台湾、イギリス、アメリカ

祝祭日

祝祭日はエチオピア暦（ユリウス暦）に基づいて祝われ、次のようなものがあります。
2012年9月～2013年9月

月日	祝祭日	期間	備考
9月11日	新年	1	国民休日
9月27日	真の十字架発見の日（マスカル）	1	キリスト教祝日
10月26日	イード・アル・アドハー（アラファ）	1	イスラム教祝日
1月7日	エチオピア正教会のクリスマス	1	キリスト教祝日
1月19日	神現祭	1	キリスト教祝日
1月24日	預言者ムハンマドの誕生日（マウリッド）	1	イスラム教祝日
3月2日	アドワの戦い記念日	1	国民休日
5月1日	メーデー	1	国民休日
5月3日	聖金曜日	1	キリスト教祝日
5月5日	愛国者勝利の日	1	国民休日
5月5日	エチオピア復活祭	1	キリスト教祝日
5月28日	軍政終結記念日	1	国民休日
8月8日	イド・アル・フィトル（ラマダン）	1	イスラム教祝日

最大休業日数は、復活祭が常に日曜日となりますので、13日間ではなく12日間となります。

通常業務時間

政府

政府事務所は週39時間業務を行います。開庁時間は、月曜日から木曜日は午前8：30から午後5：30（昼休み12：30～1：30）、金曜日は午前11：30から午後1：30までとなっています。

銀行

ほとんどの銀行は月曜日から金曜日は午前8：00から午後4：00まで営業しており、土日も午前8：00から午後12：00まで営業しています。

店

ほとんどの店は月曜日から土曜日の午後6：00まで営業しています。店によっては、特にスーパーマーケットでは日曜日や祝日も営業しています。

別紙 VII エチオピア投資庁の顧客サービス憲章

No.	業務の種類	処理時間	料金/ブル
	商標または会社名		
1.	商標または会社名の登記	4時間	100
2.	商標または会社名の修正/変更	4時間	80
3.	商標または会社名の交換または置換	1時間	50
4.	商標または会社名の廃止	2時間	50
	納税者識別番号 (TIN)		
5.	納税者識別番号の発行	2時間	無料
6.	納税者識別番号の修正/変更	2時間	無料
7.	納税者識別番号の交換または置換	2時間	無料
	通常定款および付属定款		
8.	通常定款および付属定款の公証	5時間	350
9.	通常定款および付属定款の修正/変更	3時間	156
	商業登記		
10.	商業登記の発行	3時間	100
11.	商業登記の更新	2時間	100
12.	商業登記の修正/変更	3時間	50
13.	商業登記の交換または置換	1時間	50
14.	商業登記の抹消	5時間	50
	投資許可証		
15.	投資許可証の発行		
		新規投資 3時間	600
		拡大投資 18営業日	300
16.	投資許可証の更新		
		新規投資 2営業日	200
		拡大投資 2営業日	200
17.	投資許可証の修正/変更	3時間	100
18.	投資許可証の交換または置換	1時間	100
19.	投資許可証の廃止	5営業日	無料
	営業許可証		
20.	営業許可証の発行	10営業日	100
	就労許可証		
21.	就労許可証の発行	2時間	600
22.	就労許可証の更新	1時間	500
23.	就労許可証の交換または置換	1時間	400
24.	就労許可証の廃止	2時間	無料
	その他		
25.	建築許可証の発行	5営業日	無料
26.	技術移転契約書の登録	3時間	200
27.	国内投資家および海外投資家間の輸出志向非資本的提携契約の登録	2時間	100
28.	海外投資家によって国内に持ち込まれた設備投資の登録	1営業日	無料
29.	建設請負業の等級付け	10営業日	30
30.	資本財および建設財の関税免除の許可	2営業日	無料

1米ドル = 18.44ブル (2013年4月現在)

別紙VIII

問い合わせ先

エチオピア投資庁

Addis Ababa
P.O. Box 2313
電話番号: +251-11-551 0033
ファックス番号: +251-11-551 4396
メールアドレス: ethiopian.invest@ethionet.et
ホームページ: www.ethioinvest.org

民間セクター

産業省

Addis Ababa
P.O. Box 5641
電話番号: +251-11-551 8025-29
ファックス番号: +251-11-551 4288

外務省

Addis Ababa
P.O. Box 393
電話番号: +251-11-551 7345
ファックス番号: +251-11-551 4300/ 551 1244
メールアドレス: mfa.addis@telecom.net.et
ホームページ: www.mfa.gov.et

農業省

Addis Ababa
P.O. Box 62347
電話番号: +251-11-551 8040/ 551 7354
ファックス番号: +251-11-551 1543
メールアドレス: vmoasc@ethionet.et
ホームページ: www.moa.gov.et

エチオピア税務当局

Addis Ababa
P.O. Box 2559
電話番号: +251-11-466 7666
ファックス番号: +251-11-466 8244
メールアドレス: erca@ethionet.et
ホームページ: www.erca.org.et

エチオピア国立銀行

Addis Ababa
P.O. Box 5550
電話番号: +251-11-551 7430
ファックス番号: +251-11-551 4588
メールアドレス: nbe.excd@ethionet.et
ホームページ: www.nbe.gov.et

鉱物省

Addis Ababa
P.O. Box 486
電話番号: +251-11-646 3166
ファックス番号: +251-11-646 3364
メールアドレス: information@mom.gov.et
ホームページ: www.mom.gov.et

エチオピア民営化および公営企業監督局

Addis Ababa
P.O. Box 517
電話番号: +251-11-552 1834
ファックス番号: +251-11-551 3955
メールアドレス: pesa.et@ethionet.et
ホームページ: www.ppesa.gov.et

環境保護庁

Addis Ababa
P.O. Box 12760
電話番号: +251-11-646 5007
ファックス番号: +251-11-646 4882
メールアドレス: esid@ethionet.et
ホームページ: www.epa.gov.et

貿易庁

Addis Ababa
P.O. Box 704
電話番号: +251-11-551 8025
ファックス番号: +251-11-551 5411

文化観光局

Addis Ababa
P.O. Box 1907
電話番号: +251-11-515 6711
ファックス番号: +251-11-551 2889
メールアドレス: tour-com@ethionet.et
ホームページ: www.tourismethiopia.org



財務省

Addis Ababa
P.O. Box 1905
電話番号: +251-11-155 2400
ファックス番号: +251-11-156 0124
Website: www.mofed.gov.et

労働省

Addis Ababa
P.O. Box 2056
電話番号: +251-11-551 7080
ファックス番号: +251-11-551 8396
メールアドレス: molsa.comt@ethionet.et
Website: www.mlsa.gov.et

エチオピア国営電気通信公社

Addis Ababa
P.O. Box 1047
電話番号: 251-11-551 0500
ファックス番号: 251-11-551 5777
メールアドレス: etc.commun@ethionet.et

エチオピア電力公社

Addis Ababa
P.O. Box 1233
電話番号: 251-11-155 0811
ファックス番号: 251-11-155 2345
メールアドレス: eelpa@ethionet.et
ホームページ: www.eepco.gov.et

エチオピア中央統計局

Addis Ababa
P.O. Box 1143
電話番号: 251-11-155 3011
ファックス番号: 251-11-155 0334
メールアドレス: csa@ethionet.et
ホームページ: www.csa.gov.et

民間セクター

エチオピア商工会議所

Addis Ababa
P.O. Box 517
電話番号: 251-11-551 8240
ファックス番号: 251-11-551 7699
メールアドレス: etchamb@ethionet.et

アディスアベバ商工会議所

P.O. Box 2458
電話番号: 251-11-552 8120
ファックス番号: 251-11-551 1479
メールアドレス: aachamber1@ethionet.et

エチオピア園芸生産輸出業者組合 (EHPEA)

P.O. Box
電話番号: 251-11-663 6750/663 6751
ファックス番号: 251-11-663 6753
メールアドレス: ehpea@ethionet.et

エチオピア皮革工業組合 (ELIA)

P.O. Box 12898
電話番号: +251-11-515 6144
ファックス番号: +251-11-550 8935
メールアドレス: elia@elia.org.et



展望

エチオピアをアフリカにおける主要投資先国へと成長させる力強い機関となる

使命

維持可能な経済を急速に発展させることを目的として、資源の潜在性と投資機会を広く宣伝し、投資を助長する環境を整える政策を立案、実行し、また、投資家に対して効率的なサービスを提供することで、海外、国内両方のエチオピアへの投資を強化する。

コアバリュー

顧客一人ひとりの要求を満たす効率的、効果的かつ
公平なサービスの提供
私たちの持つ資源の効率的かつ効果的な活用



エチオピア投資庁
www.ethioinvest.org